

平成 26 年 5 月 13 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530389

研究課題名(和文) 税制・社会保障の実態に関する研究

研究課題名(英文) The research on the Japanese tax and social security systems

研究代表者

八塩 裕之 (YASHIO, Hiroyuki)

京都産業大学・経済学部・准教授

研究者番号：30460661

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、「我が国の税と社会保障制度が近年の格差問題に与える影響に関する実態分析」と「税や社会保障が国と地方の財政関係に与える影響に関する分析」の2テーマの分析が行われた。前者の分析では、日本の所得税制の再分配機能が所得控除による課税ベース侵食によって大きく弱められている実態が、他国の税制との比較分析を通じて明らかとなった。一方、後者の研究では、個人住民税の自治体間格差を生じさせている理由の一つが住民税の課税ベース侵食にあること、さらに近年の少子高齢化の進行で、とくに高齢化が激しく進む地方部の県で課税ベース侵食が進行していることが、明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：I studied two issues on the Japanese personal income tax system. Firstly, I analysed why income redistribution by the Japanese PIT is so weak. As various income deductions are granted, the taxbase of PIT is severely eroded in Japan. I showed, using a simulation analysis, that such base erosion may weaken income redistribution of PIT. I showed that increasing of top tax rate could not strengthen income redistribution if the taxbase kept being eroded.

Secondly, I analysed the situation of revenue disparity of individual inhabitant tax between regional governments. I showed that the erosion of the individual inhabitant taxbase is the main cause of revenue disparity. In addition, I clarified that continued graying of Japan's population may widen revenue disparity of regional governments.

研究分野：租税論

科研費の分科・細目：経済学、財政学・金融論

キーワード：所得税 再分配機能 課税ベース 個人住民税 自治体間格差 高齢化

1. 研究開始当初の背景

今回の研究では2つのテーマについて分析を行ったが、それぞれについて成果が得られた。したがって、以下ではそれぞれに分けて記述を行う。

(1) 第一のテーマは「我が国の税と社会保障制度が近年の格差問題に与える影響に関する実態分析」(以下、簡略化して「税と格差」と記す)である。たとえば OECD のデータにあるように、日本の所得税制は諸外国の制度に比べて所得再分配機能が非常に弱いとされる。しかし一方で、日本の所得税の最高税率は世界的にはむしろ高いほうに属するという、これと一見、矛盾するような事実もある。

こうした中、近年、格差是正の観点から更なる最高税率引上げが決定した。しかし、上記の事実から判断すると、この税率引上げが格差是正にもたらす効果は非常に小さい可能性がある。一体、日本の所得税制の再分配機能を弱める要素は何か。これらの点を分析を通じて明らかにすることが、研究の第一のテーマである。

(2) 第二のテーマは「税や社会保障が国と地方の財政関係に与える影響に関する分析」(以下、簡略化して「国と地方」と記す)である。地方財政理論では、「応益課税」の観点から、自治体の歳出の財源はできるだけ住民に税負担をもとめるべき、とされ、具体的な税目では特に固定資産税と個人住民税が重要とされてきた。しかし、これらの税の実態は、必ずしも明らかになっていないと考えられる。こうした問題意識の下、今回の研究では個人住民税に焦点をあてて、その自治体間税収間格差や住民の負担の実態などの実態分析を試みた。

2. 研究の目的

研究の目的は「研究の背景」で述べたことと重なる部分も多いが、それも含めて以下で先に述べた2つのテーマごとに「研究の目的」を論じる。

(1) 「税と格差」の研究の問題意識は、先に「研究の背景」で記したように、日本の税制の再分配機能は非常に弱いとされる一方で、その最高税率はむしろ高いなど、その再分配機能の実態が必ずしも明らかになっていないことである。分析を通じて、日本の税制の再分配機能を弱める要素は何か、他国とどのような点が違うのか、といった点を明らかにすることが、この研究の最大の目的である。

日本の所得税制度の最大の特徴の一つは、様々な所得控除が認められる結果、課税ベースが非常に狭いことにある。分析では、こうした課税ベースの侵食が、税制による再分配

機能を弱めている点を明らかにする。先に、日本の所得税制の最高税率は世界的にはむしろ高く、近年その再引上げが決まったことを述べたが、課税ベースが侵食されたまま、最高税率引上げなどを行っても、それが再分配にもたらす効果は非常に小さいと考えられる。そうした実態を、日本の所得データを用いたシミュレーション分析などを通じて明らかにする。

(2) 「国と地方」の研究では、先に「背景」で記したように、個人住民税の実態分析を行う。特に注目するのは、個人住民税の自治体間税収格差の問題である。個人住民税の税収格差は(法人二税(法人住民税と法人事業税)などに比べると小さいものの)比較的大きいとされるが、その実態が明確にされたわけではない。研究ではおもに次の2点に注目する。第一に、個人住民税の課税ベースは(先に(1)の「税と格差」の研究で触れた所得税と同様に)所得控除で大きく侵食されているが、これが自治体間の税収格差を生じさせていることをデータで明らかにする。第二に、高齢化の進行が激しい地方部の自治体で、近年、課税ベースの侵食が大きく進んでいる実態を明らかにする。

個人住民税の実態、とくにその自治体間税収格差に関する研究はそれほど多くなされているわけではない。上記に述べた2つのテーマの分析を通じて、その実態の一端を少しでも明らかにすることがこの研究の目的である。

3. 研究の方法

これまでと同様に2つの研究テーマそれぞれに分けて、以下で「研究の方法」を説明する。

(1) 第一の「税と格差」の研究で用いた方法は、いわゆる「マイクロ・シミュレーション」分析である。この手法では、日本の所得データに現行の税法や、税制改革が行われた後の税法などを適用して、所得階層別の税負担の実態や変化を観察する。この分析には本来、個票データが必要だが、その入手が難しかったため、今回の研究では一般でも手にはいる集計データ(総務省の『全国消費実態調査』)で分析を行った。このため、分析には問題も残るが、先にも述べた日本の所得税制の弱い再分配機能の実態、また、最高税率が高いにも関わらず、再分配機能が依然弱い実態は、比較的明確に示すことができた(詳細の内容はこの後の「研究成果」の欄で再度説明する)。

(2) 第二の「国と地方」については、主に2つの方法で研究が進められた。1つは(1)でも述べた「マイクロ・シミュレーション」分析であり、この手法を用いて個人住民税の

家計負担（所得階級ごと）の実態分析を行った。そして2つめの方法は、都道府県ごとのデータ、具体的には県民経済計算や税務統計（具体的には総務省の『市町村税課税状況の調』）を用いた分析である。これらを用いて、個人住民税の都道府県間税収格差の実態や、最近10年間の個人住民税の課税ベースの変動要因をシミュレーションや回帰分析手法を用いて分析した。

4. 研究成果

「主な発表論文等」の欄に研究を通じて公表した業績の一覧を記した（雑誌論文6件、学会報告1件）。先に述べた研究テーマには直結しないものの、関連が深い結果もいくつか得ることができた。しかしここでは、先に述べた研究テーマに直結する研究成果に絞って説明を行うこととする。ここでも、これまでと同様に2つの研究テーマごとに分けて説明する。

（1）まず「税と格差」の研究では、「研究方法」の欄でも述べたように、マイクロ・シミュレーション分析の手法を用いて、日本の所得税制の所得再分配機能（ジニ係数やタイル尺度などの再分配係数の計測）や税負担の実態を分析した。この分析の特徴の一つは、北欧のスウェーデンを比較の対象とし、日本の所得データにスウェーデンの税制を当てはめたときの税負担状況と日本の税制の下での税負担状況を直接的に比較したことである。

日本とは大きく異なる北欧の国であるスウェーデンをあえて比較の対象とした理由は、その税制の課税ベースが極めて広く、その点で日本の税制とは極めて対照的な特徴を有するからである。OECDによるとスウェーデンの所得税制の再分配機能は日本の税制よりもかなり強いが、その違いが、最高税率の違いなどではなく、課税ベースの違いに起因することを示すことが分析の目的であった。

分析の結果、日本のデータにスウェーデンの税制を適用したところ、ジニ係数などの再分配係数も大きく改善することが示された。また、スウェーデンの税率構造と日本の所得控除制度を架空に組み合わせた税制でジニ係数を計測すると、ジニ係数はほとんど改善しなかったが、日本の税率構造とスウェーデンの所得控除制度を組み合わせた架空の税制の下では、ジニ係数が大きく改善することが示された。このように、日本の所得税制の所得再分配機能を弱めているのは、税率構造ではなく所得控除の構造（課税ベースの侵食）であることが強く示唆された。実際、日本の現行の所得控除制度のままで最高税率を引き上げても、再分配係数はほとんど改善しないことを示すこともできた。

（2）次に2つめの研究テーマである「国と地方」の研究結果を説明する。「研究の目的」で述べたように、研究では個人住民税の課税ベース侵食が自治体間税収格差にもたらす影響について、都道府県ごとのマクロ・データ（『県民経済計算』や税務統計データ（『市町村税課税状況等の調べ』）を用いて分析した。研究ではおもに、次の2つの結果が得られた。

まず1つめだが、個人住民税の都道府県間の税収格差は比較的大きいとされるが、それは住民税の課税ベースが侵食されていることに起因すると考えられることが示された。様々な所得控除で個人住民税の課税ベースが侵食されていることが、とくに所得の低い階層が多く居住する地方部の住民税課税ベースを侵食させ、それが都道府県間の税収格差を生じさせる原因となっていることが示された。シミュレーションの結果、（極端なケースではあるが）大半の所得控除を仮に廃止すると、個人住民税の都道府県間税収格差は大きく縮小することが示された。なお、所得控除の大半を廃止すると低所得層の税負担が大きく増える恐れがあるが、それについては国の税制で給付付き税額控除などを導入すれば防ぐことが可能である。そうした実態も示すことができた。

次に2つめであるが、都道府県の10年間のパネル・データによる分析の結果、高齢化が進んでいる県で、近年、課税ベースの侵食が急速に進んでいる実態が示された。高齢化が進む地域では、勤労者の引退が進み勤労所得から年金給付への所得形態の転換が急速に進んでいるが、年金給付には寛大な公的年金等控除が適用されるため、これによって（仮に家計が受け取る所得（勤労所得+年金給付）の総額が変化しなくても）課税ベースの侵食が進んでしまうと考えられる。分析では回帰分析を通じて、勤労所得から年金給付への所得形態転換が大きく進む県ほど、その課税ベース侵食が進行している実態が示された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

八塩裕之、公的年金給付増大が個人住民税の課税ベースにもたらす影響について、財政研究、査読有、9巻、2013、283-301

八塩裕之、日本の所得課税について 再分配機能と財源調達機能をいかに高めるか、租税研究、査読無、765号、2013、37-46

八塩裕之、個人住民税の課税ベース拡大による地方税改革について、日本経済研究、査読有、67巻、2012、79-101

八塩裕之、給付付き税額控除をどのように仕組むか 税務執行の視点から、租税研究、査読無、758号、2012、70-83

八塩裕之、今後の税制のあり方について（所得税・消費税を中心に）、租税研究、査読無、749号、2012、56-72

八塩裕之、公的年金の「物価スライド」と消費税、会計検査研究、査読無、45号、2012、55-68

〔学会発表〕(計 1 件)

八塩裕之、高齢化の進行による個人住民税の課税ベース侵食について、第 69 回日本財政学会、2012 年 10 月 28 日、淡路夢舞台

〔図書〕(計 0 件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

八塩 裕之 (YASHIO, Hiroyuki)

京都産業大学・経済学部・准教授

研究者番号： 30460661